

8 ICT活用工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の更なる効率化・省人化を図るため「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 発注者指定型の拡大

適用工種ごとの施工規模（施工量、請負対象設計金額）に応じて、「発注者指定型（簡易型を含む）」の対象を拡大する。（「発注型式イメージ」を参考に発注型式を選定）

また、土工の3次元設計業務の成果があるものは原則、「発注者指定型」で実施する。

(2) 適用工種の拡大

適用工種にコンクリート堰堤工を追加する。

適用工種（合計 16 工種）
①土工、②土工（1,000m ³ 未満）、③小規模土工、④舗装工、⑤舗装工（修繕工）、 ⑥河川浚渫（バックホウ浚渫船）、⑦法面工、⑧作業土工（床掘）、 ⑨付帯構造物設置工、⑩地盤改良工、⑪構造物工（橋梁上部）、 ⑫構造物工（橋脚・橋台）、⑬擁壁工、⑭基礎工、⑮港湾浚渫工、⑯コンクリート堰堤工

3 施行期日

(1) 上記2の（1）について

令和7年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(2) 上記2の（2）について

令和7年8月1日以降の積算基準を適用する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

【参考】土工（1,000m³ 以上）の場合

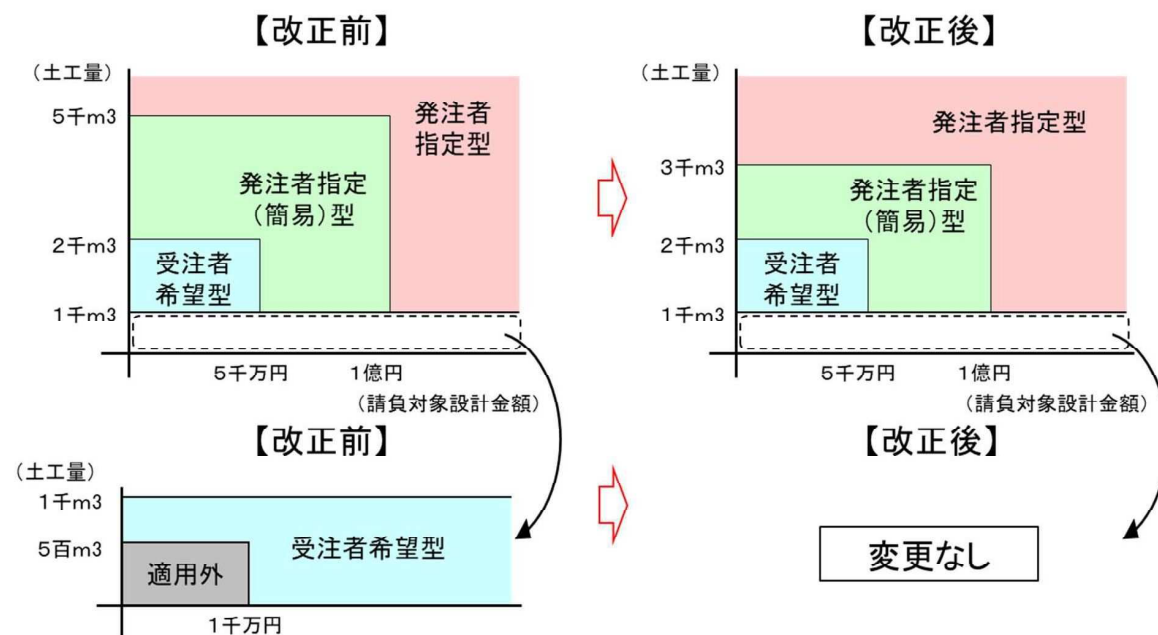
ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の <u>全ての段階</u> でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、 <u>部分的に</u> ICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

※工種ごとに、【必須】【任意】項目が異なる

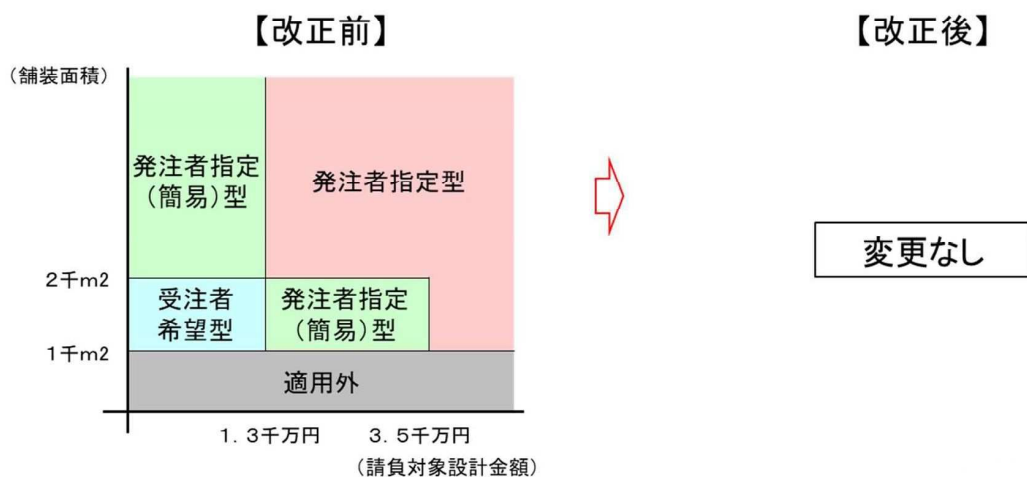
発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

発注型式イメージ

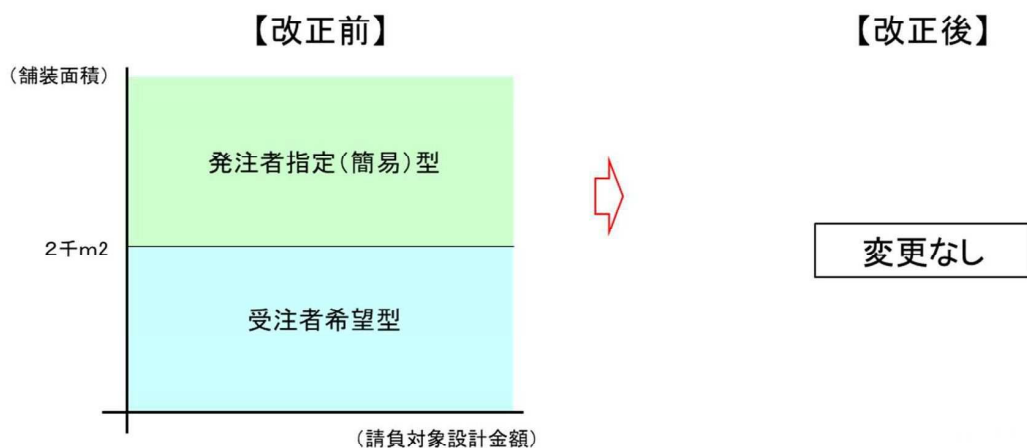
1 土工



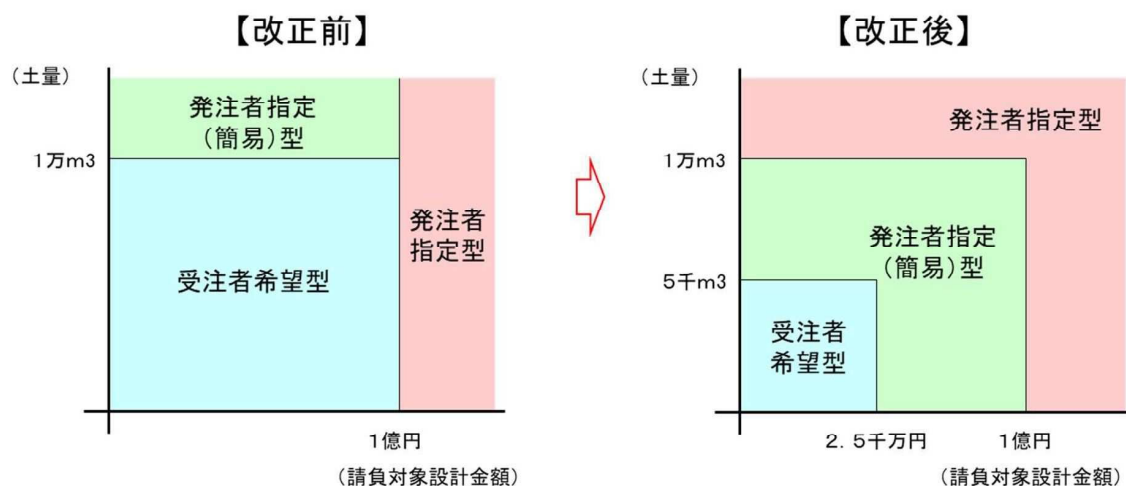
2 舗装工



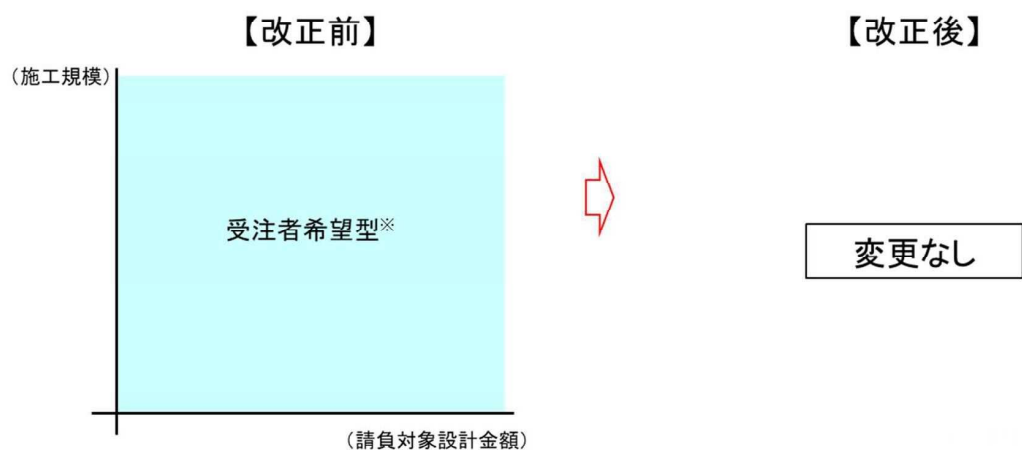
3 舗装工 (修繕工) (切削オーバーレイ・路面切削)



4 河川浚渫（バックホウ浚渫船）

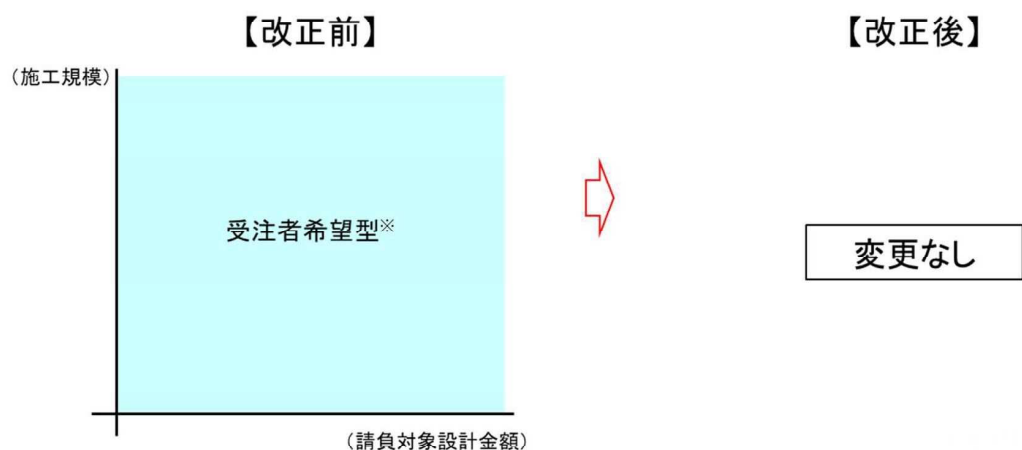


5 法面工、地盤改良工、構造物工（橋梁上部、橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工



※施工規模により対象外とする場合がある

6 港湾浚渫工



※施工規模により対象外とする場合がある

農林水産局におけるＩＣＴ活用工事の試行拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ＩＣＴ活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

適用工種の拡大

適用工種に、「地盤改良工」、「水路工」、「暗渠排水工」及び「擁壁工」を追加する。

適用工種	
農林共通	土工、舗装工、法面工、付帯構造物設置工
土地改良事業	ほ場整備工、ため池改修工、 <u>地盤改良工</u> 、 <u>水路工</u> 、 <u>暗渠排水工</u>
治山・林道事業	<u>擁壁工</u>

注) 事業内容や規模等により対象外になる工事があります。

3 その他

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和7年10月1日以降の積算基準を適用する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局)

9 建設工事に係る総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目を改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価方法の改正点

(1) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の評価項目の一部削除

令和7年6月以降に公告する発注する請負設計対象金額3億以上の工事（営繕課が発注する工事は除く）は、原則、「建設キャリアアップシステム活用工事」を実施することから、請負対象設計金額3億円以上の工事について、「建設キャリアアップシステムの活用」の評価項目を削除する。

(2) 企業の施工能力「ICT活用工事の実績の有無」及び配置予定技術者の能力「ICT活用工事の施工経験の有無」の評価点の変更

建設現場の生産性向上を目指し、ICT活用工事の普及拡大を図るため、「実績評価2型」における評価点を次のとおり変更する。

なお、ICT活用工事の更なる普及拡大に向けて、次年度以降も評価点の引き上げを検討する。

評価基準	改正前	改正後
【企業の施工能力ーICT活用工事の実績の有無】		
ICT活用工事の施工実績あり	1.0点	<u>2.0点</u>
簡易型ICT活用工事※の施工実績あり	0.5点	<u>1.0点</u>
施工実績なし	0.0点	0.0点
【配置予定技術者の能力ーICT活用工事の施工経験の有無】		
主任（監理）技術者としてICT活用工事の施工経験あり	2.0点	<u>3.0点</u>
主任（監理）技術者として簡易型ICT活用工事※の施工経験あり	1.0点	<u>2.0点</u>
現場代理人としてICT活用工事又は簡易型ICT活用工事※の施工経験あり	0.5点	<u>1.0点</u>
施工経験なし	0.0点	0.0点

※中国 Light ICT 工事を含む

(3) 企業の施工能力「過去2年間の「広島県建設分野の革新技术活用制度」又は「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無」の評価基準の変更

「広島県建設分野の革新技术活用制度」登録技術の更なる活用促進を行うため、全ての型式において、次のとおり評価基準を変更する。

	改正前	改正後
評価内容	活用実績あり 1.0点 活用実績なし 0.0点	<u>活用実績あり（工事3件以上）</u> 1.0点 <u>活用実績あり（工事3件未満）</u> 0.5点 活用実績なし 0.0点
対象業種	土木一式工事、法面処理工事、舗装工事、 橋梁上部工事、鋼構造物工事	<u>全ての業種</u> ※発注業種と同一業種の実績に限る

(4) 配置予定技術者の能力「主任（監理）技術者の保有する専門資格」の追加

「のり面施工管理技術者」の専門資格を有している場合に加点評価する。

型式	業種	主任（監理）技術者の保有する専門資格
全ての型式	法面処理工事	のり面施工管理技術者

(5) 地域貢献の実績「過去4年間の災害復旧工事等の受注実績」の評価対象期間の変更

令和7・8年度建設工事入札参加者名簿の作成に伴い、災害復旧工事等の受注実績の評価対象期間を変更する。

公告日	評価対象期間
令和5年6月1日から令和7年5月31日	平成30年11月1日から令和4年10月31日
令和7年6月1日から令和9年5月31日	令和2年11月1日から令和6年10月31日

※対象工事は、評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし、応急復旧工事は対象外。

(6) 施工体制評価の評価内容の変更

これまでの評価実態を踏まえ、評価内容を変更する。

改正前	改正後
調査基準価格以上で応札又は前年度に完了検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評定が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	調査基準価格以上で応札

(7) 「加算点の換算値」の変更

技術力の高い企業の能力を適正に反映できるよう、「加算点の換算値」を変更する。

型式	改正前	改正後
実績評価2型	50点換算	60点換算
実績評価1型	50点換算	60点換算

3 施行期日

令和7年6月1日以降に公告する工事から実施する。

4 その他【継続】

請負対象設計金額5,000万円以上の工事について、原則として総合評価落札方式により発注を行う。なお、請負対象設計金額5,000万円未満の工事についても、工事の内容に応じて、総合評価落札方式により発注する場合がある。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課は、2（6）のみ）、商工労働局、
上下水道部）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
① 実施方針					3.0
② 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③ 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	7.0～11.0	11.0～15.0	11.0～15.0	12.0～15.0	11.0～14.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去3年間の工事成績3件の平均点（過去3年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用（選択）	1.0	◎1.0	◎1.0	1.0	
⑦ 「過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」登録技術の活用実績の有無	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎2.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～14.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去6年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の施工経験の有無（選択）	◎3.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は（選択）	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮堤開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上で応札（選択）※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間に於ける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	23.0～42.0	23.0～37.0	28.0～43.0	34.0～47.0	39.0～61.0
配 点（換算値）	60点換算	60点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)②、③において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0～7.0
① 過去3年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0～9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0～12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① <u>調査基準価格以上で応札</u>	5.0
合 計	26.0～41.0
配 点(換算値)	50点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R7.6～）

	実績評価型	技術評価 2 型	技術評価 1 型
1 技術提案について		9.0	18.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)			9.0
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)		9.0	9.0
2 企業の施行能力について	8.0	8.0	8.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去3年間の工事成績の3件の平均点（広島県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の 表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
(4)登録基幹技能者の配置〈選択〉	1.0	1.0	1.0
(5)建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
3 配置予定技術者について	7.0～8.0	3.0～4.0	3.0～4.0
(1)若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置	2.0		
(1)過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	3.0	1.0	1.0
(2)過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の 表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
4 地域の精通性・貢献度について	3.0～4.0	2.0～3.0	2.0～3.0
(1)地域内における本店の有無	2.0	1.0	1.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
5 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0
(1)調査基準価格以上で応札〈選択〉※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
6 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0
(1)過去1年間における指名除外の有無	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	16.0～25.0	21.0～29.0	30.0～38.0
配点（換算値）	40点換算	50点換算	60点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件の型式・評価項目等は別途決定する。

下線部は変更箇所

10 遠隔臨場実施工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「段階確認」、「材料確認」、及び「立会」等（以下「段階確認等」という。）に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

遠隔臨場とは
受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、発注者が遠隔地から Web 会議システム等を介して、段階確認等を行うこと。

2 内容

（1）対象工事

請負対象設計金額 5 千万円以上の工事は、原則、「発注者指定型」で実施する。また、請負対象設計金額 5 千万円未満の工事は、「受注者希望型」で実施する。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

発注型式	改正前	改正後
発注者指定型	1 億円以上	5 千万円以上
受注者希望型	1 億円未満	5 千万円未満

（2）実施方法

『広島県土木工事共通仕様書』に定める段階確認等を対象とし、その内、遠隔臨場を実施する項目は、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）令和 5 年 5 月 広島県」を参考に、現場条件を踏まえ、受発注者協議の上で決定する。

（3）費用

発注型式によらず、遠隔臨場の実施にかかる費用は「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領」に記載の「費用」の考え方にに基づき、技術管理費に積上げ計上する。

費用の一例
・ 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料） ・ 撮影機器の設置費（移設費） ・ 通信費 ・ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

3 その他

対象工事において遠隔臨場を未実施の場合も工事成績評価の減点は行わない。

4 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

11 書類限定検査の拡大について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向け、検査に必要な書類を限定し、監督職員（立会人及び総括監督員）と検査員の重複確認の廃止及び受注者の説明用資料等の書類削減により、検査の効率化と受注者の負担軽減を図るため、「書類限定検査」の取組を拡大する。

2 対象

成績評定対象外とする工事に加えて、請負代金額2千万円未満の成績評定対象工事を対象とする。ただし、「低入札価格調査対象工事」、「重点監督対象工事」及び「監督職員から工事打合せ簿等により改善指示が発出された工事」は除く。

改正前	改正後
・成績評定対象外とする工事	・成績評定対象外とする工事 ・ <u>請負代金額2千万円未満の成績評定対象工事</u>

3 内容

検査員は次のとおり、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえについて、適否の判定を行う。
なお、立会人及び総括監督員が実施する評定については従来どおりとする。

検査項目	成績評定対象外とする工事	請負代金額2千万円未満の成績評定対象工事
工事実施状況	①施工計画書 ②施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む） ③工事打合せ簿（協議、承諾、提出） これらの書類を確認する。	①施工計画書 ②施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む） ③工事打合せ簿（協議、承諾、提出） <u>これらに加えて、「監督段階におけるチェックシート」及び立会人等の評定結果により、契約図書等の履行状況を確認し、工事成績評定に反映する。</u>
出来形、品質、出来ばえ	④品質規格証明書 ⑤出来形管理図表 ⑥品質管理図表 ⑦工事写真 これらの書類を確認する。	④品質規格証明書 ⑤出来形管理図表 ⑥品質管理図表 ⑦工事写真 <u>これらに加えて、土木工事成績評定基準の評価対象項目の確認に必要な書類の提示を求め、工事成績評定に反映する。</u>
	土木工事検査技術基準等に基づき契約図書等と現地を照合して確認する。	同左

※工事打合せ簿等、工事中情報共有システムにより交わした工事関係書類は紙で印刷し準備する必要はない。
※工事の内容によりその他の書類を事前に準備するよう依頼し、確認する場合がある。

4 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

12 土木工事書類作成マニュアルの改定について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、設計図書に基づく工事関係書類を必要最小限にとどめ、受発注者の工事関係書類の更なる簡素化及び効率化を進めることを目的に「土木工事書類作成マニュアル」を改定する。

2 内容

(1) 「工事関係書類一覧表」に基づく工事書類の提出方法等の事前協議を廃止

受注者は、「工事関係書類一覧表」に基づき、「工事書類の電子又は紙」による提出又は提示方法を監督職員と事前協議することとしていたが、工事関係書類一覧表を整理し、事前協議を廃止する。

(2) 段階確認等の「遠隔臨場」における書類作成方法を明記

監督職員が遠隔臨場している状況の画面コピー等の提出は行わないなど、書類の削減に取り組む。

(3) その他

本マニュアルの各項目について、土木工事共通仕様書や基準等の改定に伴う記載内容の更新や、更なる不要な添付書類等を削減するため留意事項を追記する。

例1：施工体制台帳に添付が不要な書類の例を明記

- (1) 建設業許可証や警備業認定証の写し
- (2) 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- (3) 監理技術者などの技術者届の写し
- (4) 見積依頼書の添付図面
- (5) 配置技術者の要件以外の資格や実務経歴の写し

例2：施工管理補助業務の技術者が資料作成する例を明記

監督職員が現場臨場もしくは遠隔臨場ができず、施工管理補助業務の技術者が現場臨場する場合、発注者の説明に必要な資料はその技術者が自ら作成しなければならない。

3 施行期日

令和7年8月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部)

13 優良建設工事等の表彰制度の改正について（再掲）

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」等の実現に向け、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり変更する。

2 変更内容

建設工事の令和8年度表彰（令和7年度に引渡しを受けた建設工事が対象）から、次のとおり選考基準を変更する。（測量・建設コンサルタント等業務は変更なし）

（1）要件点数の廃止

要件項目に関連する各種取組の標準化や実施状況を踏まえ、要件項目による評価を廃止し、工事成績点のみにより表彰対象工事を選考する。

	変更前	変更後
選考基準	基準点数（工事成績点）＋要件点数	基準点数（工事成績点）

要件項目（令和8年度表彰から廃止）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用等
0.5 点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1 点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における4週8休以上の実施 ・表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工
2 点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術者の活用		・表彰対象工事における女性技術者による施工

(2) 基準点数の変更

優れた成績を修めた受注者や優秀な技術者を適切に表彰するため、近年の工事成績点の状況を踏まえ、基準点数（工事成績点）を変更する。

なお、この基準点数は、令和9年度表彰（令和8年度に引渡しを受けた建設工事が対象）以降も引き上げを検討する。

区分	業種	基準点数	
		変更前	変更後
工事	土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	84 点	<u>85 点</u>
	建築一式工事、解体工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事	85 点	<u>86 点</u>
	法面処理工事、舗装工事、プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	86 点	<u>87 点</u>

3 施行期日

令和7年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和8年度表彰から適用する。

※ 令和6年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和7年度表彰については、選考基準は変更しない。

（対象部局：全部局）

14 管理技術者の兼務制限の緩和について

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に管理技術者の兼務制限を緩和する。

2 内容

次のとおり、管理技術者の専任の基準額を引き上げる。

区分	基準額（契約金額）	
	改正前	改正後
専 任	3,500 万円以上	<u>4,500 万円以上</u>
当 該 業 務 の 外 に 5 件以上兼務しないこと	500 万円以上 3,500 万円未満	500 万円以上 <u>4,500 万円未満</u>
兼 務 制 限 な し	500 万円未満	500 万円未満

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日以降に指名等する業務から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の業務または指名等を行った業務についても、この取扱いの対象とする（入札手続き中の業務は、契約後から対象とする。）。

（対象部局：全部局）

15 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価方法の改正

企業の能力「優良建設コンサルタントの表彰」の評価基準の変更

優秀な企業をより適切に評価するため、評価の対象に国土交通省中国地方整備局における優良業務履行団体表彰を追加する。

変更前	変更後	評価点
過去2年間の当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの特別表彰に該当	同左	1点
過去2年間の当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	次のいずれかに該当 ・過去2年間の当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰 ・過去2年間の当該部門で国土交通省中国地方整備局における優良業務履行団体表彰（整備局長表彰）（※）	0.5点
該当なし	該当なし	0点

※業務箇所が広島県内を含む業務に限る

3 評価対象期間の変更

配置予定管理技術者の能力「CIMモデル業務の実績」における評価対象期間の変更

技術者の実績をより適切に評価するため、CIMモデル業務の実績の評価対象期間を延長する。

配置予定管理技術者の能力「CIMモデル業務の実績」の評価対象期間

指名通知日	R6. 6. 1～R7. 5. 31	R7. 6. 1～
評価対象期間	令和4年4月1日から指名通知した日の前日まで（2年）	令和3年4月1日から指名通知した日の前日まで（4年）

4 評価項目の改正

価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、評価値の配点を見直す。

	変更前	変更後
価格評価点の配分点	40点	35点
技術評価点の配分点	36点～56点（※）	同左

※ 型式により変動

5 施行期日

令和7年6月1日以降に指名する業務から実施する。

2については、令和7年9月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R7. 6～)

評価項目	型式					
	技術評価型		実績評価 1 型		実績評価 2 型	
(1) 企業の能力	(11)		(7)～(10)		(9)	
過去 10 年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2)※ ³			
過去 3 年間の同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性（本店所在地）			◎(1)※ ³		(2)	
品質確保体制（実施体制）	(2)		(2)		(2)	
過去 2 年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	(1)		(1)		(1)	
過去 2 年間の C I M モデル業務の実績	(2)		(2)		(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(21)		(24)		(18)	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は 女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去 2 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去 10 年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去 5 年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点	(6)		(6)		(5)	
過去 4 年間の C I M モデル業務の実績	(1)		(1)		(1)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2)※ ¹	(4)	(4)※ ²	(4)	(4)※ ²
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去 2 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去 5 年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(－1)		(－1)		(－1)	
過去 1 年間の指名除外措置の有無	(－1)		(－1)		(－1)	
技術評価点	(56)		(39)～(42)		(36)	
価格評価点	(35)		(35)		(35)	
評価値（技術評価点＋価格評価点）	91		74～77		71	

※1 合計点の上限値は 2 点とする。

※2 合計点の上限値は 4 点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

16 設計・測量チェックマニュアルの一部改定について

1 趣旨

設計業務等の成果品の品質向上を図り、正確性を確保するため、「設計・測量チェックマニュアル」の一部を改定する。

2 内容

条件設定ミス等による業務の手戻り等を防止するため、設計・測量チェックマニュアルの次の項目について、照査状況及び照査結果の把握が容易となるよう、国土交通省の詳細設計照査要領に基づき内容を変更する。

(1) 第1章 道路

(2) 第2章 橋梁

(3) 第3章 河川

3 改定内容

(1) 詳細設計照査フローチャート

業務の主要な段階における発注者が実施する指示・確認事項と受注者が実施する照査事項を明示し、受発注者双方の照査との関連性を明確にする。

(2) 照査項目一覧表

ア 該当対象欄を追加し、照査実施の有無を明確にする。

イ 確認資料欄を追加し、設計根拠の資料等を記載することにより、設計根拠を明確にする。

(3) 設計調書

主要な構造物の応力計算等について、適用規定や計算結果に加え、計算に用いる各諸元や応力図等の詳細な結果を明記することにより、更なる適正な照査の実施を図る。

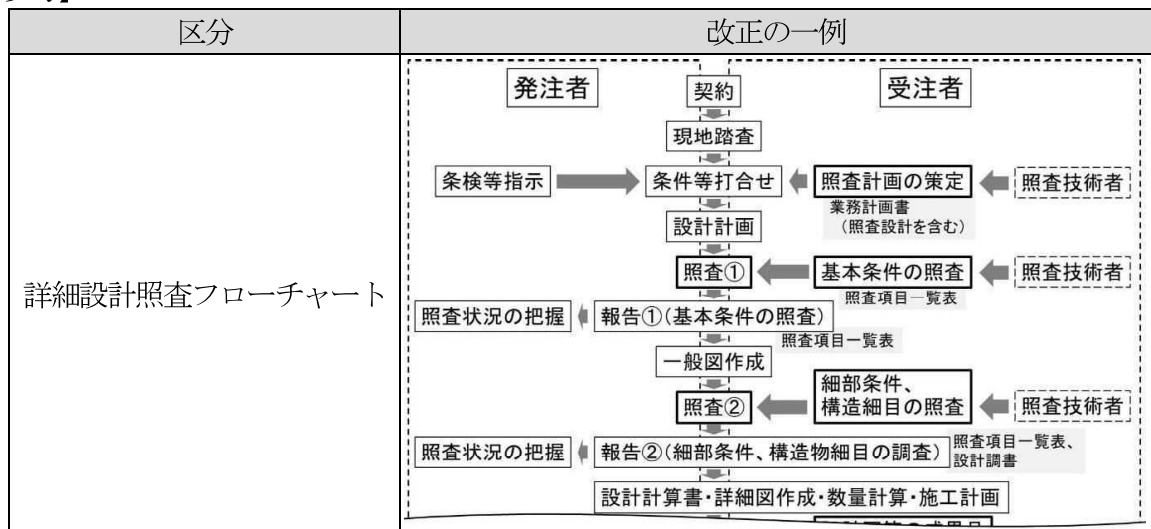
4 施行期日

令和7年6月1日以降に指名等する業務から適用する。

なお、既契約中の案件についても適用できる。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局)

【参考】



区分

改正の一例

照査項目一覧表

追加する欄

照査項目	照査内容	照査			確認資料
		該当対象	確認		
			照査を完了した項目について○印を記入	確認日	
設計計算書	設計条件、施工条件は適正に反映されているか。	○	○	R X . X . X	確認できる資料の名称、頁等を記入
設計図	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。) ・かぶり ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・鋼材形状、寸法 ・使用材料 ・その他	○	○	R X . X . X	道示○-P△~P△
〇〇工	安定計算結果は許容値を満たしているか。				

①業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「該当対象欄」に○印を付す。

②照査を完了した項目について「確認欄」に○印及び日付を記入する。

③「確認資料欄」に、設計根拠を確認できる資料、各種検討書等の名称及び頁等を記入する。

④発注者に提出し、照査状況の報告を行う。

設計調書

擁壁工詳細設計調書

部材応力度等

<改定前>

照査項目	適用規定及び計算結果など				対象	照査	確認
	参照規定	適用基準値又は特例値	設計結果及び設計数値	備考			
許容応力度							
コンクリート							
鉄筋							
鉄筋かぶり							

<改定後>

概要図		寸法図				設計位置図			
		基部		基部より m		前趾		後趾	
設計位置		基部	基部より m	基部より m	前趾	後趾	基部	基部より m	基部より m
断面図		常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時
断面力	M	kN m/m							
	N	kN/m							
	S	kN/m							
	必要	cm ²							
鉄筋量	最小	cm ²							
	設計	cm ²							
	鉄筋径	mm							
	間隔	mm							
応力度	σ _o	N/mm ²							
	σ _s	N/mm ²							
	τ _o	N/mm ²							
	σ _{ca}	N/mm ²							
	σ _{sa}	N/mm ²							

モーメント図

鉄筋組合せ図

鋼材のかぶり図

追加する欄

42

17 低入札価格調査制度の改正について

1 趣旨

「担い手確保」の推進に向け、受注者が適切に利益が確保できる競争環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正する。

2 内容

調査基準価格の下限値を引き上げる。

	調査基準価格の設定範囲	
	改正前	改正後
・建設工事 ・土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務	予定価格の 82%～92%	予定価格の <u>85%</u> ～92%
測量・建設コンサルタント等業務	予定価格の 82%～90%	予定価格の <u>85%</u> ～90%

3 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務

4 施行期日

令和7年6月1日以降に開札する案件から適用する。

(対象部局：全部局)

18 C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大について

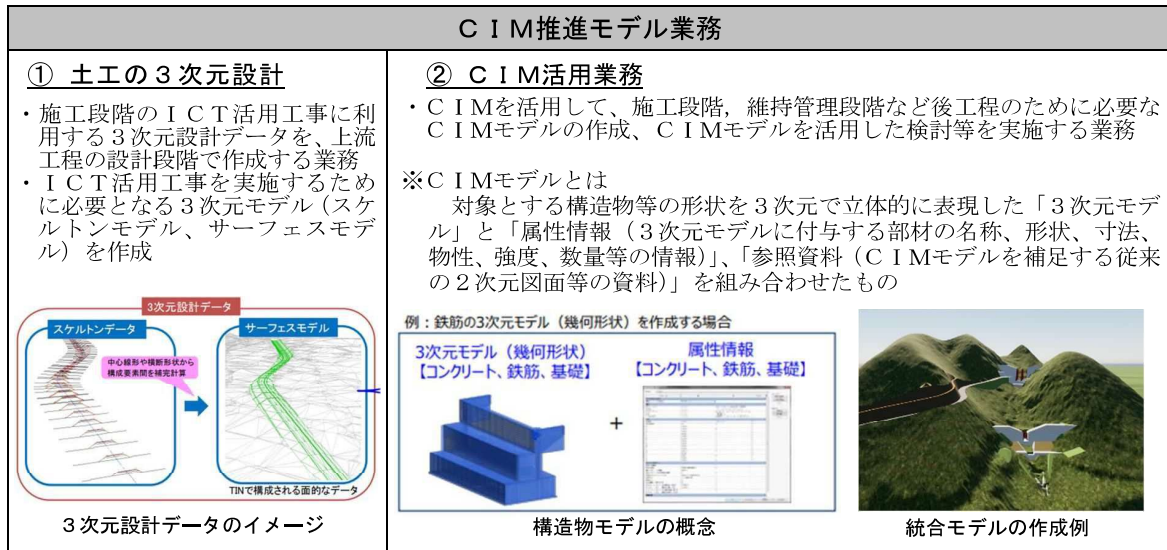
1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、引き続き「C I M推進モデル業務」及び「C I M活用工事」の拡大に取り組む。

2 内容

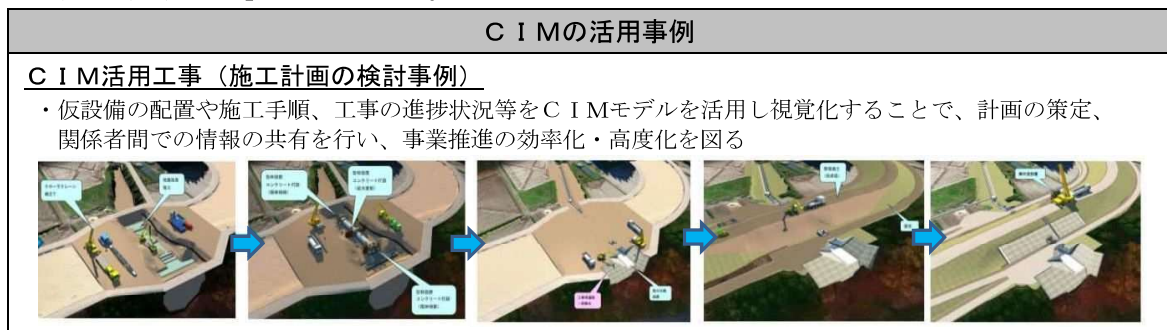
(1) C I M推進モデル業務

- ①「土工の3次元設計業務」について、I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね500m³以上の土工を取り扱う業務を「発注者指定型」で実施する。
- ②「C I M活用業務」について、橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務の全てを「発注者指定型」で実施し、主要な土木構造物の詳細設計業務におけるC I Mモデル作成の完全実施を目指す。また、更なる事業の効率化・高度化の推進に向け、主要な土木構造物の詳細設計業務以外において、現道の切り回し、仮設備の配置や施工手順の検討などを行う業務については、「受注者希望型」で実施する。



(2) C I M活用工事

設計段階において作成した「C I Mモデル」がある場合については、原則として、「発注者指定型」で実施する。



3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する業務・工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

19 建設工事請負契約約款等に係る様式の一部標準化について

1 趣旨

受注者の業務の効率化を目的として、建設工事請負契約約款に係る一部様式について、国土交通省様式に統一する。併せて、土木設計業務等委託契約約款及び地域維持業務委託契約約款に係る様式も改正する。

2 対象様式

建設工事請負契約約款	土木設計業務等委託契約約款	地域維持業務委託契約約款
・当初（変更）工程表 ・認定請求書 ・指定部分完成通知書 ・指定部分引渡書 ・支給品受領書 ・支給品精算書 ・完成通知書 ・引渡書	・当初（変更）業務工程表 ・指定部分完了通知書 ・指定部分引渡書 ・支給品受領書 ・支給品精算書 ・委託業務完了通知書 ・引渡書	・当初（変更）工程表 ・指定部分完了通知書 ・指定部分引渡書 ・支給品受領書 ・支給品精算書 ・委託業務完了通知書 ・引渡書

イメージ図（WORD形式からEXCEL形式に変更）

改正前

(第31条関係)

完 成 通 知 書

令和 年 月 日

(発 注 者) 様

受 注 者

住所

氏名

次の工事が完成したので、通知します。

工 事 名		
工 事 場 所		
請 負 代 金 額		
工 期	着手 完成	令和 年 月 日 令和 年 月 日
工事完成年月日	令和 年 月 日	

備 考

改正後

(第31条関係)

年 月 日

(発注者) 様

完 成 通 知 書

次の工事は 年 月 日 をもって完成したので契約約款第31条第1項に基づき通知します。

1. 工 事 名

2. 請負代金額 ￥

3. 契約年月日

4. 工 期 自 至

備考 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

3 施行期日

令和7年6月1日以降に契約する工事・業務から適用する。
ただし、契約中の案件については旧様式の使用も可能とする。

(対象部局：全部局)